前項の規定による組合の継続については、第四十六条及び第四十八条の二の規定を準用する。

第一項の規定により組合が継続したときは、二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十五条第一項中「、総会の議決を経て」を削り、「締結しなければ」を「締結して、総会の決議により、その承認を受けなければ」に改め、同条第三項中「場合には」を「認可については」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同条第四項中「出資組合」を「組合」に、「、合併」を「合併」に改め、「する旨」と」の下に「、同項第二号中「計算書類」とあるのは「財産目録又は計算書類」と」を加える。

第六十五条の二第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「議決」を「決議」に改める。

第六十五条の三第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　合併によって消滅する組合　次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日まで

イ　第六十五条第一項の総会の日の二週間前の日

ロ　第六十五条第四項において準用する第四十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

二　合併後存続する組合　次のイ又はロに掲げる日のいずれか早い日から合併の登記の日後六月を経過する日まで

イ　第六十五条第一項の総会の日（前条第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う場合にあつては、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の決議の日）の二週間前の日

ロ　前号ロに掲げる日

第六十五条の四第二項ただし書中「議決」を「決議」に改める。

第六十六条第一項中「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第三項中「第三十条第十一項本文」の下に「、第十二項及び第十三項」を加え、同条第四項中「第三十条の二第三項本文」を「第三十条の二第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「前条第十一項から第十三項まで」とあるのは、「前条第十一項本文、第十二項及び第十三項」と読み替えるものとする。

第六十七条中「因つて」を「よつて」に改め、「第七十九条に規定する」を削る。

第六十八条中「因つて」を「よつて」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第六十九条中「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改める。

第七十条第二項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同条の次に次の七条を加える。

第七十条の二　出資組合は、その事業（信用事業及び共済事業を除く。）に関して有する権利義務の全部又は一部を分割によって設立する出資組合に承継させることができる。

第七十条の三　出資組合は、前条の分割（以下「新設分割」という。）をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

新設分割計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　新設分割によって設立する出資組合（以下「新設分割設立組合」という。）の第二十八条第一項各号に掲げる事項

二　前号に掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項

三　新設分割設立組合が新設分割によって新設分割をする出資組合（以下「新設分割組合」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

四　新設分割組合の組合員が新設分割に際して取得する新設分割設立組合の出資の口数又はその口数の算定方法（新設分割設立組合の組合員となることができない新設分割組合の組合員がある場合にあつては、当該組合員に対して支払う金銭の額又はその算定方法を含む。）

五　新設分割組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項

六　新設分割設立組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

七　その他農林水産省令で定める事項

新設分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の認可については、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十条及び第六十一条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第六十条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び新設分割によって新設分割組合の組合員であつて新設分割設立組合の組合員となることができないものの利益が不当に害されるおそれがある場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

新設分割については、第四十六条、第四十八条の二、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第六十五条の三、第六十五条の四第二項、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条の二並びに民法第三百九十八条の十の規定を準用する。この場合において、第四十九条第二項第一号中「出資一口の金額の減少の内容」とあるのは「新設分割をする旨」と、同条第三項中「催告」とあるのは「催告（不法行為によって生じた債務の債権者に対するものを除く。）」と、第六十五条の三第一項中「第六十五条第一項の合併契約」とあるのは「新設分割計画」と、同項第二号中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同号イ中「第六十五条第一項」とあるのは「第七十条の三第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、同項第三号中「合併によって設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十五条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合」と、同項ただし書中「第六十五条の二第一項」とあるのは「第七十条の四第一項」と、第六十六条第一項中「合併によって設立する組合」とあり、及び第六十七条中「合併後存続する組合又は合併によって設立する組合」とあるのは「新設分割設立組合」と、第六十八条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によって設立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合及び新設分割設立組合の理事は、共同で」と、「これらの組合が承継した合併によって消滅した組合」とあるのは「新設分割設立組合が承継した新設分割組合」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「組合員、組合の債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十条の四　新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一（これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合における新設分割についての前条第一項の規定の適用については、同項中「総会」とあるのは、「総会又は理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）」とする。

前項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う新設分割組合は、その旨を新設分割計画に定めなければならない。

新設分割組合が第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う場合においては、新設分割組合は、新設分割についての理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の決議の日から二週間以内に、新設分割を行う時期並びに同項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

新設分割組合の総組合員（准組合員を除く。）の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に新設分割組合に対し書面をもつて新設分割に反対の意思の通知を行つたときは、第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行うことはできない。